

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月28日
【発行者名】	日本リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 杉田 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目18番1号
【事務連絡者氏名】	双日リートアドバイザーズ株式会社 財務企画本部 業務企画部長 石井 崇弘
【電話番号】	03-5501-0080
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	日本リート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【発行登録書の提出日】	2017年12月26日
【発行登録書の効力発生日】	2018年1月6日
【発行登録書の有効期限】	2020年1月5日
【発行登録番号】	29-投法人1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	98,000百万円 (98,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。
【効力停止期間】	本訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は2018年9月28日（提出日）です。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月28日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2017年12月26日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりです。